

## 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と※※※※※※（以下「乙」という。）とは、宮城県災害時小児周産期リエゾン運用計画（令和2年11月4日施行。以下「運用計画」という。）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害等が発生した場合に、小児・周産期医療に係る医療救護活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の医療救護ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う宮城県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）をサポートする宮城県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」）の派遣について必要な事項を定める。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、運用計画に基づきリエゾンによる調整及び助言の必要が生じたときは、リエゾン及び乙に対してリエゾンの派遣を要請するものとする。  
2 前項の場合において、乙は、当該要請の趣旨を踏まえて派遣の必要性を判断し、派遣が可能な場合は要請の内容に従って速やかに派遣するものとする。

### （活動）

第3条 リエゾンは、宮城県災害時小児周産期リエゾン運用計画に基づき調整及び助言を行うものとする。

### （委嘱及び任期）

第4条 リエゾンは、運用計画に基づき甲が委嘱する。  
2 リエゾンの任期は2年とする。ただし、甲が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

### （実費弁償）

第5条 甲の要請に基づき乙が派遣したリエゾンが、職務に従事した場合は、実費弁償として1日につき災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）別表第2に定める額を支給する。

### （損害賠償）

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したリエゾンが、その業務に従事して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例」（昭和37年宮城県条例第37号）の例により扶助金を支給するものとする。

(体制の整備)

第7条 甲と乙は協力して、大規模な災害等が発生した際に迅速な対応が執れるよう、日頃から情報の共有と連絡・派遣の体制整備に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 リエゾン及び乙は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 リエゾンに関する庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に際して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙